

○広報ふながた広告掲載取扱要綱

令和7年2月1日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、舟形町が発行する「広報ふながた」及び「広報ふながたお知らせ版」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 地域経済の活性化を図るとともに、町が保有する資産の有効活用と自主財源の確保を図るために広報紙に広告を掲載する。

(基本原則)

第3条 広報紙に掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域の社会及び経済の健全な発展、住民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

- (1) 公正で誠実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること

(広告の掲載範囲)

第4条 次に掲げる広告は広報紙に掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 公衆に不利益を与えるおそれのあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張
- (4) 政治性及び宗教性のあるもの
- (5) 選挙に関係するもの
- (6) 意見広告、名刺広告等個人、団体の宣伝に類するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業広告その他これに類するもの
- (9) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (10) 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれのあるもの並びに抵触のおそれのあるもの
- (11) その他広告掲載として適当でないと町長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載基準を別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は縦4.2cm、横17.2cmとする。

(広告掲載料)

第6条 掲載1回あたりの広告掲載料は5,000円とする。

(広告の申込み等)

第7条 広告主は、広報ふながた広告掲載申込書(別紙様式第1号)に必要な書類と原稿を添えて申込むものとする。

2 申込みの受付は、広告を掲載しようとする月の2箇月前の20日から1箇月前の20日までとする。ただし、20日が土曜日、日曜日、祝祭日の場合はそれを繰り下げ、次の開庁日とする。

3 広告主は、広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、許諾を得ることとする。

(広告掲載内容の審査及び承認等)

第8条 広告主は掲載しようとする広告の原稿及び当該原稿に係る資料を提出し、広報担当課の審査を受けるものとする。

2 町長は、前項の広報担当課の審査結果を参考として、適当と認める広告について広報紙への広告掲載を承認し、広告主に対して広告掲載承認(不承認)決定通知書(別紙様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、広告の掲載を不相当と認めたときは、広告の審査を受けた広告主に対して広告掲載承認(不承認)決定通知書(別紙様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位の原則)

第9条 広告は広報担当課で審査し、原則として掲載決定者の申込受付順に掲載するものとする。

(掲載広告に関する責任)

第10条 広報紙に掲載した広告に関する責任は、広告主が全て負うものとする。

(掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱に違反したとき

(2) 広告主から広告掲載の取消しの申出があったとき

2 町長は、編集発行上やむをえない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

3 町長は、広告の内容についてこの要綱等に違反しているおそれがある旨の通報があったときは、広告主に当該広告の内容の事実を確認するものとする。

4 町長は、前項の確認の結果、広告の内容に虚偽が明らかとなったときは、広告の掲載の取消し等必要な措置を講ずるものとする。

5 前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、広告掲載承認決定日の翌日から広告掲載号の発行後指定する期日までに、広告掲載料を全額納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は還付しない。

ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成26年1月31日訓令第1号）

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第28号）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(別紙様式第1号)

広報ふながた広告掲載申込書

年 月 日

舟形町長 様

申請者氏名又は名称

住所 _____

会社名等 _____

代表者職氏名 _____

電話番号 _____

町広報紙に広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。なお、広報ふながた広告掲載取扱要綱及び広報ふながた広告掲載基準に抵触しないことを宣誓します。

記

掲載希望月 _____月

連絡先となる担当者等

| 所 属 | | 電 話 番 号 | |
|--------------|--|---------------|--|
| 職 氏 名 | | ファックス 番号 | |
| 書類等送付 先住所 | | 電子メール アドレス | |

(別紙様式第2号)

広告掲載承認(不承認)決定通知書

年 月 日

〇〇〇〇様

舟形町長

年 月 日付けで申し込みのあった広報紙への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載を (承認 ・ 不承認)する

広告掲載号

年 月 日号

広告掲載料の納付

年 月 日までに、納入通知書により、指定の場所でお
支払ってください。

また、銀行振り込みも可能です。

(別紙様式第 1 号)

(別紙様式第 2 号)